

## 船舶事故調査報告書

平成27年2月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成26年2月16日（日） 08時27分ごろ
発生場所	広島県広島港第1区 広島県広島市所在の宇品灯台から真方位058°440m付近 （概位 北緯34°20.5′ 東経132°28.0′）
事故調査の経過	平成26年2月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 <sup>こんびら</sup> 金比羅丸、19トン 281-24969山口、個人所有 11.89m (Lr) × 4.46m × 1.65m、FRP ディーゼル機関2基、648kW（合計）、平成元年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月28日 免許証交付日 平成24年12月4日 （平成30年3月24日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に亀裂及び同部ハンドレールの脱落 防波堤 なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、旅客32人及び添乗員4人を乗せ、船首約0.6m、船尾約1.0mの喫水をもって、平成26年2月16日08時24分ごろ、‘広島港元宇品浮棧橋’（以下「本件棧橋」という。）を出発して広島県廿日市市巖島港へ向かった。</p> <p>船長は、操舵席に腰を掛けて操船に当たり、本件棧橋を離れたのち、後進しながら左回頭して船首を元宇品南防波堤と元宇品中防波堤間の水路の中央に向け、機関を前進にかけて南東進中、添乗員から‘船内放送用のマイクのスイッチ’（以下「本件スイッチ」という。）が入っていないことを告げられ、操舵席の右方下部にあった本件スイッチを入れようとして、左手を舵輪に添えたまま右方に体をひねり、前方が見えない体勢で本件スイッチを操作した。</p> <p>本船は、左手が添えられていた舵輪が右に回って右転を始め、右前</p>

	<p>方にある‘元宇品4号防波堤’（以下「本件防波堤」という。）に向首したが、船長がそのことに気付かず、08時27分ごろ、本船の右舷船首部が本件防波堤の東端の角に衝突し、擦過した。</p> <p>船長は、衝撃を感じて衝突に気付き、直ちに機関を停止して点検を行ったが、負傷者はなく、浸水などもなかったことから航行を続けることとし、08時50分ごろ、厳島港へ到着した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約228cm</p>
その他の事項	<p>本船は、本件棧橋の南側に、右舷着けで着棧していた。</p> <p>船長は、本事故以前、本船で約10回本件棧橋へ着棧したことがあり、本件棧橋付近の状況を把握していた。</p> <p>本件スイッチは、操舵席右方の壁に設置された配電盤の下に4つ並べられている遮断器の最後端のもので、操舵席に腰を掛けたまま操作が可能であった。</p> <p>船長は、事故後、舵輪が右に回っていることに気付いた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、広島港宇品島沖の本件防波堤東端付近に向けて南東進中、船長が、左手を舵輪に添えたまま右方に体をひねり、本件スイッチを操作した際、無意識のうちに右舵を取ったことから、本件防波堤東端に向けて航行し、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、広島港宇品島沖の本件防波堤東端付近に向けて南東進中、船長が、左手を舵輪に添えたまま右方に体をひねり、本件スイッチを操作した際、無意識のうちに右舵を取ったため、本件防波堤東端に向けて航行し、本件防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独で操船を行う場合、船内機器の操作等は、広い海域に出てから周囲の安全を確認した上で行うことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

